

資料1-2-2

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	PE-20-1 改1
提出年月日	2021年2月25日

東海第二発電所の発電用原子炉設置変更

(発電用原子炉施設の変更)に係る

原子炉等規制法第43条の3の6第1項

第2号(経理的基礎に係る部分に限る)

基準への適合について

2021年2月

日本原子力発電株式会社

1. 変更の工事に要する資金の額

本変更に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置工事に要する資金は、合計約 610 億円である。

本変更に係る重大事故等対処施設他の設置工事に要する資金は、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）（平成 30 年 9 月 26 日付け原規規発第 1809264 号をもって設置変更許可）の添付書類三に記載される資金に含まれる。なお、同資金の総額に変更はない。

2. 変更の工事に要する資金の調達計画

自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。